

臨時福祉給付金の申請受付開始

6月号でもお知らせしましたが、昨年4月の消費税引き上げの影響を緩和するため、所得の低い人に対し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」の支給を今年度も行います。

臨時福祉給付金の支給対象者・支給額

◆支給対象者
平成27年度分の住民税の均等割が課税されない人(ただし、課税されている人に扶養されている場合や、生活保護を受けている場合を除く)

◆支給額
支給対象者1人につき
6千円
※今年度加算はありません。

臨時福祉給付金の申請手続き

臨時福祉給付金の申請先は、基準日(平成27年1月1日)において、住民登録がされている市区町村です。
支給対象となる人には、臨時福祉給付金申請書を送付します。

- ◆申請時に必要なもの
 - ①臨時福祉給付金申請書
 - ②認印(シャチハタ不可)
 - ③通帳
 - ④本人確認の書類
- ※支給対象者本人を確認できる書類(運転免許証・健康保険証・写真付き住民基本台帳カードなど)世帯で申請される場合は、支給対象者全員分が必要です。

給付金詐欺にご注意

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。
市区町村や厚生労働省などが臨時福祉給付金の支給のために次のようなことを求めることは絶対にありません。
○ATMを操作して、お金を振り込んでもらうこと
○支給のために手数料などの振り込みを求めること
○世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること



【お問い合わせ先】
健康福祉課 福祉係
☎52・5852(直通)

鳥獣被害対策用電気柵にご注意

7月19日、静岡県西伊豆町において、鳥獣被害対策のために設置されていた電気柵の近くで、感電し死傷する事故が発生しました。

氷川町内においても、野生動物の田畑への侵入を防ぐため、電気柵が設置されていますが、電気柵を見かけたら、むやみに電線に触れたり、子どもが近づかないようにご注意ください。



▲設置された電気柵

電気柵の設置者は安全対策のため、電気柵を設置する人は、電気事業法のほか関係法令に基づき、火災や感電の恐れのないよう次の措置を講じることが必要です。

- ①電気柵の電気を30ボルト以上の電源(コンセント用の交流100ボルトなど)から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置(電気用品安全法の技術基準を満たす、電柵用電源装置)を使用すること
- ②①の場合において、公道沿いなどの、人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のため、15リットル以上の漏電が起ったときに0・1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること
- ③電気柵を設置する場合には、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと



▲危険表示

【お問い合わせ先】
農業振興課農産係
☎52・5854(直通)

「い」存じ「い」わなか?

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

ひとり親家庭や、父母がいなかったため父母以外の人が児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆受給資格者

次の支給要件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(特別児童扶養手当を受給、または同等の障がいの状態にある場合は20歳未満)の児童について、①監護している母、②監護して生計を同じくする父、③父母に代わってその児童を養育している養育者です。

【支給要件】

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)の状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童



- ・父または母が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けた児童
 - ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・婚姻によらないで懐胎した児童
 - ・児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ※支給要件に該当していても、次のいずれかに該当する場合は受給できません。
- ・受給資格者または対象児童が日本国内に住所を有しない
 - ・対象児童が里親に委託されている
 - ・対象児童が児童福祉施設などに入所している
 - ・対象児童が父または母の配偶者(事実婚と同様の事情を含む)に養育されている
 - ・対象児童が受給者でない父または母と生計を同じくしている(父または母が障がいの状態のときを除く)

公的年金給付などの併給
以前は受給資格者や対象児童が公的年金などを受給できる場合には児童扶養手当は支給されませんが、平成26年12月から公的年金などを支給している場合でも、受給額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できるようにになりました。詳しくはお問い合わせください。

児童数	全部支給額(月額)	一部支給額(月額) ※10円単位で設定
1人	42,000円	41,990円～9,910円
2人目	5,000円を加算	
3人目以降	1人につき3,000円を加算	

支払期間	支払日
12～3月分	4月11日
4～7月分	8月11日
8～11月分	12月11日

※金融機関が休業日の場合は、直前の休業日でない日が支払日になります。

扶養親族の数	受給資格者本人		配偶者および扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人目以降	1人増えるごとに38万円加算		

◆支払期間および支払日
上の表のとおり、原則として毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までの、4カ月分の手当を支給します。

◆所得による支給制限
受給資格者の前年(1月分から7月分は前々年)の所得額に、養育費の8割相当額を加算した額が、所得制限限度額以上である場合は、手当額の全部または一部が支給停止となります。

また、扶養義務者(受給資格者の配偶者、生計同一の直系血族および兄弟姉妹)の所得額が所得制限限度額以上である場合は、全額支給停止となります。

児童扶養手当の認定請求

認定請求を希望される人は、事前に支給要件に該当するかどうかの確認を行い、必要な書類をお渡ししますのでお問い合わせください。
なお、請求時に必要となる書類は、支給要件や世帯の状況などにより異なります。

児童扶養手当現況届の提出

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。対象者には現況届を送付していますので、必要書類と一緒に8月14日(金)までに、町民環境課または宮原振興局総務振興課へ提出をお願いします。現況届の提出がないと、8月以降の手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。

また、婚姻、公的年金などの受給や額改定、転居、同居者の変更など、受給資格や手当額などに関係する異動がある場合は、お早めに届出をお願いします。遅れると余分に払われた手当の返還が生じる場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係
☎52・5851(直通)